

令和4年7月12日

請願・陳情文書表

総務政策常任委員会

# 政策局關係陳情

|   |                                      |       |           |
|---|--------------------------------------|-------|-----------|
| 陳情番号  | 78                                   | 付議年月日 | 3 . 9 . 8 |
| 件名  | 日本と台湾が同盟を結ぶ必要があるとの意見書を国に提出することを求める陳情 |       |           |
| 付議委員会   | 陳情者                                  |       |           |
| 総務政策常任委員会   | ※陳情者の個人情報については、個人情報保護のため、削除しています。    |       |           |
| <p>〔陳情の要旨〕</p> <p>日本と台湾が同盟を結ぶ必要があるとの意見書を国に提出してもらいたい。</p> <p>〔陳情の理由〕</p> <p>現在の世界情勢はどうか。</p> <p>自由、人権、民主主義といった価値観を共有する国々と独裁主義、全体主義の中国共産党などが軍事力を背景にして弱い東南アジアの国々を強権、軍事力で抑圧し、侵略しようとしている。これが中国共産党独裁国家である。現在、台湾が危機にさらされている。</p> <p>台湾が中国に支配されたなら次は当然その先は日本である。</p> <p>現に中国は日本の領土である尖閣諸島に連日、軍船、軍艦による領海侵入をくりかえしており、占領、占拠しようとしている。台湾を防衛するということは、即、日本を防衛するという事である。中国共産党の脅威から日本を守る、自分達の子供、孫たちを守るために、日本は台湾と同盟を結ばなければならない、結ぶ必要が絶対にある。</p> <p>台湾有事は日本有事である。これが陳情の理由である。</p> |                                      |       |           |

|  |                                   |       |             |
|--|-----------------------------------|-------|-------------|
| 陳情番号   | 101                               | 付議年月日 | 3 . 1 2 . 3 |
| 件名   | 「日台関係基本法」制定に関する意見書の提出を求める陳情       |       |             |
| 付議委員会  | 陳 情 者                             |       |             |
| 総務政策常任委員会  | ※陳情者の個人情報については、個人情報保護のため、削除しています。 |       |             |
| <p>要旨</p> <p>以下の三点について、国に意見書の提出を求めます。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 「日台関係基本法」を制定し、台湾との関係を強化すること。</li> <li>2 台湾との同盟関係を念頭に、台湾が独立国家であることを承認し国交回復を図ること。</li> <li>3 米国とも協力し台湾の国連への加盟など国際社会への復帰を後押しすること。</li> </ol> <p>理由</p> <p>日本にとって、最も身近な国の一つである台湾ですが、中国の習近平政権は、台湾を中国の「神聖な領土の一部」として、「一国二制度」を主張しています。しかし、民主主義国家である台湾は、共産国家の中国とは全く別の国家であることは明らかです。それにもかかわらず、日本は1972年、中国と国交回復する際に、台湾（中華民国）との国交を断絶しました。あれから49年、台湾は今、中国によって外交的孤立に追いやられています。</p> <p>アメリカは1979年の台湾との国交断交に際して、「台湾関係法」（国内法）を制定し、台湾との外交を行うための法的根拠を保持しています。一方、台湾との国交を結んでいない日本は、法的裏付けのない「非政府間の実務関係」を維持しているに過ぎず、対象となる分野は経済、社会、文化に限られており、安全保障は含まれていません。中国はバイデン政権の発足以降、急速に台湾への威圧的行動を進めており、今後の中国の出方を考えても、本来、日米台が連携して対応しなければならないはずで、中国の軍事的な海洋進出が進む中であって、もし台湾が中国に併合されることがあれば、次は沖縄にまで中国の軍事的な脅威が迫ることになります。日本と台湾は国防上も運命共同体の関係にあります。日本の経済発展には欠かせないシーレーンを中国の脅威から守る上でも、日本は日台関係に関する基本法を制定して政府間の関係を形成すべきです。その上で、将来的には台湾との同盟関係を結ぶ手助けをする必要があります。それがアジアの平和を守ることにもつながるものと考えます。台湾は、決して中国に吸収合併されるべきではなく、「信仰」に基づく人権と自由はまもられなければなりません。そして台湾の「自由・民主・信仰」の価値観が中国大陸まで広がるのが、全世界の平和の安定につながっていくと信じるものです。「日台関係基本法」の制定は国の政策に属する問題ではありますが、県民の自由や平和を守るためにも、その実現を国に強く要望して頂きたいと考えます。</p> <p>以上を踏まえ、意見書を可決し、政府へ提出して頂きますよう要望いたします。</p> |                                   |       |             |

|  |  |       |            |
|--|--|-------|------------|
| 陳情番号   | 114  | 付議年月日 | 4 . 6 . 20 |
| 件名   | 中国共産党による臓器収奪の即時停止ならびに人権状況の改善を求める意見書の提出に関する陳情 |       |            |
| 付議委員会  | 陳 情 者  |       |            |
| 総務政策常任委員会  | ※陳情者の個人情報については、個人情報保護のため、削除しています。            |       |            |
| <p>陳情の趣旨：</p> <p>中国共産党による臓器収奪を非難し、法輪功に対する迫害に代表される種々の人権侵害の即時停止を求める意見書を日本政府に提出することを要望する。</p> <p>陳情の理由：</p> <p>中国では、国際社会からの度重なる非難にもかかわらず、依然として種々の深刻な人権侵害が行われています。なかでも最たるものは臓器収奪で、臓器移植のために、不当に身柄を拘束した人たちから生きたまま臓器を強制的に摘出するという事です。これは数量がおびただしい上に、刑務所、警察、病院、軍、衛生管理部門が絡む行為であり、実質上国家犯罪と言えます。</p> <p>にわかには信じ難いことですが、2006年の告発を受けて行われた海外の著名弁護士らによる詳細な調査によって、それが紛れもない事実だということが明らかになりました。それを受け、2013年に欧州議会で、2016年には米国議会で非難決議案が採択され、2019年には英国で行われた中国民衆法廷の最終裁定で、「臓器収奪は、中国全域で、何年にもわたり、かなりの規模で行われてきており、法輪功学習者がおそらく主な臓器源である。」と結論づけられました。さらに、2022年5月5日には、欧州議会で2度目の非難決議案が採択されました。これらの決議案ではいずれも、臓器収奪の主たる対象は法輪功学習者だと言及されています。（※1）</p> <p>中国の伝統的な気功修れん法である法輪功（※2）は、1999年から中国共産党政府による大弾圧を受け続けており、臓器収奪の主たる対象とされてきました。人道に反する犯罪であるだけでなく、わが国にとって決して対岸の火事ではありません。</p> <p>(1) わが国では未だ、不透明な臓器移植が行われている国で移植を受けることを禁ずる法整備が行われていないため、海外への移植をあっ旋する業者もネット上で公にPRし、日本人が中国へ渡航して臓器移植を受けるケースが見られます。その場合、収奪された臓器が使われる可能性が極めて高く、そうなれば日本人が間接的に犯罪に加担したことになります。</p> <p>(2) 人権を重んじ、国際人権規約に批准しているわが国は、他国で行われている人権侵害をも注視し、必要に応じて強く非難する責任があります。中国で行われている法輪功に対する迫害ならびに臓器収奪に対しては、これまで欧米諸国による強い非難が出ており、それにより中国国内では強制労働施設が解体されるなど、一定の効果がありました。日本は隣国であり、友好関係を推進するだけでなく、改めるべきところはきちんと指摘することが求められています。</p> |  |       |            |

(3) 中国共産党の法輪功に対する迫害が始まって以来、日本人の配偶者や義理の親、日本国籍に帰化した人の親族、日本定住の中国人の親族などが、法輪功を修れんしているというだけで、中国国内で不当に身柄を拘束され迫害を受けるというケースが多々発生しており、中国における法輪功迫害ならびに臓器収奪は直接日本と関わる問題になっていると言っても過言ではありません。

(4) 日本国内での孔子学院の設立や千人計画への日本人研究者の取り込みのほか、政財界にも中国共産党政権の影響がかなり浸透してきていると言われる中、中国の人権侵害に対してき然とした態度をとることは、我が国に禍<sup>わざわい</sup>が及ばないようにし、ひいては国益につながるものと思われます。

#### (※1) 各種決議案

①欧州議会 中国での「臓器狩り」停止を求める決議案 (P7\_TA(2013)0603)

(2013年12月12日可決)

②米国下院議員343号決議案 (2016年6月13日可決)

③英国で行われた中国民衆法廷での最終裁定 (2019年6月17日)

④欧州議会 中国共産党による生きている人間から強制臓器摘出に反対する緊急決議案

(2022年5月5日可決)

#### (※2) 法輪功とは

心の修養を重んじる中国の伝統的な気功修れん法で、心身の健康増進に顕著な効果があったことから、1992年に伝え出されて以来、瞬く間に中国全土ならびに世界各国に広まり、中国政府当局の統計で1999年の時点で中国国内だけでおよそ1億人が学んでいたと言われます(当時の共産党員は約7千万人)。しかし、中国共産党は一党独裁政権である上、当時の江沢民国家主席が法輪功の圧倒的な人気に嫉妬したことから、1999年7月20日に大弾圧を開始しました。弾圧は今も続いています。

法輪功学習者が臓器収奪の主たる対象となったのは、①臓器提供源でばく大な利益が得られる ②大弾圧により常時おびたしい数の法輪功学習者が身柄を拘束されている ③中国共産党の連座制度で、多くの法輪功学習者は家族に類が及ぶことを心配して身元を明かさなかった ④法輪功は心身の健康増進に顕著な効果があり、学習者は総じて一般の人より健康体であったことによると言われます。

# 總務局關係請願

|  |  |       |            |
|--|--|-------|------------|
| 請願番号   | 42                                     | 受理年月日 | 4 . 6 . 22 |
| 件名   | 消費税インボイス制度の実施延期を求める意見書を政府に提出することを求める請願 |       |            |
| 請願者  | 紹介議員                                   |       |            |
| ※請願者の個人情報については、個人情報保護のため、削除しています。  | 井坂新哉<br>君嶋ちか子<br>石田和子                  |       |            |
| <p>【請願の趣旨】</p> <p>消費税のインボイス制度の実施を当面延期するよう求める意見書を政府に提出すること</p> <p>【請願の理由】</p> <p>外国からの資材が滞っている事態も含めて、新型コロナ危機の収束や景気回復が見通せない中、2023年10月1日から消費税のインボイス制度(適格請求書等保存方式)実施に向け、昨年10月1日からインボイス発行事業者の登録申請が始まっています。</p> <p>消費税は売上にかかる消費税から仕入・経費にかかる消費税を差し引いた(仕入税額控除)金額を申告・納付しますが、インボイス制度はインボイス発行事業者の発行する登録番号が記載された請求書、領収書の保存が仕入税額控除の要件とされ、インボイス発行事業者以外が発行する請求書、領収書では段階的に仕入税額控除ができなくなります。</p> <p>免税事業者との取引はインボイスが発行できないため、納付する消費税額の増加を招きます。売上が1000万円以下の全国で500万と言われる消費税の免税事業者が取引から排除されることが予想されます。やむなくインボイスの発行事業者の登録をすれば、消費税の申告・納付が義務付けられ、税負担と事務負担の二重の負担を負うこととなります。</p> <p>コロナ禍で時短・営業の自粛を余儀なくされ、地域経済が疲弊する中で、中小企業・自営業者、フリーランスの経営危機が深まっており、インボイス制度に対応できる状況ではありません。多くの中小企業団体や税理士団体も「凍結」「延期」「見直し」を表明し、現状での実施に踏み切ることに懸念の声を上げています。</p> <p>新型コロナ危機を克服し、地域経済を活性化させていくうえでも、地域に根ざして活動する中小業者の存在は不可欠です。中小企業・自営業者、フリーランスに多大な負担を強いる消費税のインボイス制度の実施は当面延期すべきです。</p> <p>以上のことから、神奈川県議会が政府に対し地方自治法99条の規定により、消費税のインボイス制度の実施を当面、延期するよう、意見書を提出することを請願します。</p> |  |       |            |